

平成 29 年度 事業計画

◎基本方針

当協議会は、地域の皆様がそれぞれの地域で自立し、お互いに助け合い、支え合いながら共に生きることでできる地域社会の実現を目指し、諸事業に取り組んでいます。

さて我が国の経済状況は、内閣府による最新の『月例経済状況』によれば、「景気は一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている」状況となっており、個人消費においては、持ち直しの動きが続いているものの、このところ足踏みがみられるとし、先行きについては、雇用・所得環境が改善するなかで持ち直していくことが期待される状況となっています。しかし、米国のトランプ政権の今後の経済政策や中国経済の減速等の影響により、日本経済の先行きが不透明な状況にもなっており、地方経済への波及が懸念されるどころです。

このような中で、バブル崩壊後長く続いた不況に伴う生活困窮とそれに伴う高齢者や子どもの貧困、少子高齢化・核家族化の急激な進行などにより地域社会でのコミュニティが希薄になることにより、家庭や地域で支え合う力の低下に加え、ひきこもりや虐待、ごみ屋敷など社会的孤立に関わる制度の狭間に位置する課題が顕著に表れています。当協議会も、地域の実情に即したきめ細やかな施策を展開し、地域から孤立をなくしていくため、引き続きひきこもり対策などの「社会的孤立防止事業」に取り組むとともに、歳をとっても安心して暮らすことのできるまちとして、地域住民による子どもや高齢者の見守り活動の支援を行ってまいります。また、いよいよこの4月から介護保険制度改正に伴う「介護予防・日常生活支援総合事業」がスタートすることを受け、一昨年度から受託している「生活支援体制整備事業」も、協議体づくりや生活支援コーディネーター（第1層）の配置等、当協議会が中心となって事業を本格的に進めていかなければなりません。設置される協議体の中で地域の資源開発や生活支援サービスの創出、地域での担い手づくりなどを進めていき、住民主体による地域包括ケアシステムの体制づくりを自治会をはじめとする関係団体やボランティア、行政等と連携・協働しながら推進してまいります。

災害ボランティアセンターにつきましては、地震や風水害により万一災害が発生した場合、いち早く非常時体制に移行させることにより、多くのボランティアの皆さんが災害復旧支援に携われるよう、平常時から防災訓練等により災害ボランティアセンターの運営が円滑にできるよう努めるとともに、万一の災

害時には状況に応じ適確に対応できるよう、常設型のセンターとして機能充実・強化に努め、「災害に強いまちづくり」に寄与してまいります。

介護保険事業につきましては、一昨年4月からの介護報酬引き下げに伴い、より中重度の利用者を受け入れられる体制を整えており、引き続き質の高いサービスを提供するため、職員体制の充実を図り、経営の安定化に努めてまいります。

また、市の「地域包括支援センターのあり方検討会」の提言を受けて、平成30年度から現在の5圏域から7圏域に地域包括支援センターが設置されることに伴い、当協議会としても当支援センターの運営受託について検討することとし、平成29年度に体制整備を図ってまいります。

この4月から社会福祉法の改正により社会福祉法人のあり方が大きく変わります。当協議会におきましても、新たな定款に基づく評議員や役員の選出並びに評議員会や理事会の運営を行うとともに、経営組織のガバナンス強化や事業運営の透明性の向上、公益性を担保する財務規律の強化、地域における公益的取組みの展開を図ってまいります。併せて、平成28年度に策定いたしました『改定版かめおか地域福祉活動計画』を具体的なものとなるよう地域福祉を推進していかなければなりません。ついては、当協議会は、地域福祉の中核を担う団体として、平成29年度も引き続き安定的な財源確保と法人運営の基盤強化に努め、地域社会の再生に向け積極的な取り組みを行い、次の重点目標を掲げ各事業を推進してまいります。

◎重点目標

1. 地域の特性を重視した福祉活動の推進

平成28年度に新たに策定した『改定版・かめおか地域福祉活動計画』に基づき、社会福祉協議会が今後地域と共に取り組んでいく方策を示し、住民どうしによる支え合い・助け合いのある地域づくりを進めていきます。まず1番目として、引き続き「社会的孤立防止事業」の展開に合わせ、福祉総合相談をはじめ、各地域に出向き、ひきこもりや子どもの貧困など制度の狭間に存在し支援に繋がりにくい福祉・生活課題を把握し問題の解決に努め、地域での見守り活動を支援していきます。

2番目として、介護保険制度の改正により、要支援を対象とする訪問・通所の介護予防事業が平成29年度から市町村事業に移行し、亀岡市が主体となり実施されます。ついては、「介護予防・日常生活支援総合事業」に伴う「生活支援体制整備事業」においては、平成29年度に設置予定の協議体の中で資源開発を継続し、自治会をはじめ関係団体や地縁組織、ボランティアやNPO、企業等と協働し連携を進めながら住民主体による生活支援サービスが提供できる地域の体制づくりを行います。併せて多様な取り組みのコーディネート業務を実施することにより、地域での一体的な生活支援等サービスの提供体制を整備し支援していきます。

3番目として、「顔のみえるまちづくり」に向け福祉コミュニティの形成を図るため、自治会、地区社協、その他関係団体等と協働し、住民主体による各地域の特性を重視した地域福祉活動を推進していきます。

2. 介護保険事業・障害者自立支援事業の取り組み

- ・利用者の視点に立った介護保険及び障害者自立支援サービスを提供し、それぞれの事業の質的サービス向上を図り、積極的に事業展開を進めるとともに、介護報酬引き下げに対応し、中重度者のケアができる体制を引き続き継続していきます。
- ・「介護予防・日常生活支援総合事業」との関わりの中で、地域福祉部門との連携をより密にし、引き続き経営の安定化に努め財政基盤の強化を図ります。

3. 自主財源の確保と経営基盤の強化

多様な福祉ニーズや地域課題に対応し、制度の狭間の問題や地域の課題に応える事業を展開していきます。ついては、会費及び共同募金の増収確保が図れるよう、亀岡市からの事務を移管する中で、安定的な財源基盤づくりに努めます。また、社会貢献活動を目指す企業との連携を図り、引き続き賛助会員の拡大に取り組めます。

4. 災害ボランティアセンターの機能充実・体制強化

平成25年9月の台風18号被災時の支援活動を教訓として、万一の災害時に的確に対応できるようセンターの機能充実・強化を図り、平常時から関係機関・団体との連携を強化するとともに、研修・訓練等を実施し安全安心のまちづくりを目指します。

5. 子育て家庭への支援体制の強化

次代を担う子どもの未来づくりのためにも、子育て支援事業を充実させることは大変重要な課題です。そのためにも、子育て家庭が抱える育児不安を解消し、安心して子どもを産み育てる環境づくりと、子育て家庭への支援を行うため、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。

1番目として、妊娠期から出産後の子育て支援につなげるため、妊婦来館推進を図る「子育ての輪」事業を積極的に展開していきます。2番目として、子育て相談等により相談・助言を行う専門員による利用者の個別ニーズに応じたきめ細やかな支援を行う利用者支援事業を引き続き実施していきます。

6. 法人運営の基盤強化

- ・社会福祉法人制度改革への対応として、情報公開やガバナンスの強化を積極的に行います。
- ・正副会長会・理事会・評議員会において、事業の活動・方向性をわかりやすく示し、事業方針・内容を決定し、迅速・適切な業務の推進に努めます。
- ・住民主体の課題解決の体制づくり、分野を横断した包括的支援体制の推進を図るため、総務課、地域支援課、介護事業課並びに行政との事業間連携をより一層進めていき、職員の資質向上・事務局体制を強化し、情報共有や連携の場のプラットフォームとしての役割を果たしていきます。
- ・引き続き事務改善に取り組むとともに、経費節減に努め法人運営の基盤強化に努めます。

◎事業計画

1. 地域福祉事業【充実】

亀岡社協

赤い羽根

補助委託

利用料

- (1) 福祉・生活課題解消支援事業
 - ・総合相談窓口の周知徹底
 - ・「制度の狭間」問題の解消に取り組む団体への支援
- (2) 社会的孤立防止事業
 - ・地域での「顔の見える関係づくり」を推進し見守り活動を行う
 - ・ひきこもり支援
- (3) 福祉コミュニティ推進組織（地区社協）の設立推進並びに活動支援
 - ・地区社協構成メンバーを対象とした講座・研修の開催
 - ・高齢者見守り活動の拡大
- (4) 住民参加型事業の推進
 - ・くらしのサポートサービス事業の充実と協力会員の募集・育成
 - ・ふれあいサロン活動の推進、研修・交流会の実施
 - ・地域との連携による「福祉出前講座」の実施
- (5) 生活支援体制整備事業（介護予防・日常生活支援総合事業）
 - ・住民ニーズ把握と地域資源の開発
 - ・地域ボランティア、地区社協、NPO 団体、企業等との連携強化
 - ・行政及び生活支援コーディネーターとの協働・連携強化
 - ・第1層協議体づくり及び生活支援サービスの創り出しと担い手育成

2. ボランティア活動事業【充実】

亀岡社協

補助委託

- (1) 災害ボランティアセンターの運営と機能強化
 - ・行政、関係機関・団体との連携
 - ・体制充実のための研修会の開催、訓練の実施
 - ・災害ボランティアの募集・登録、コーディネーターの養成
- (2) 市民のボランティア活動への参加促進（研修会等の開催）
- (3) ボランティアの募集・登録、相談・あっ旋
- (4) ボランティア団体との連携強化と支援
- (5) 「集めて送るボランティア活動」の推進（ペットボトルキャップ・プルタブ等）
- (6) その他、ボランティア活動の推進及び支援

3. 福祉サービス利用援助事業

補助委託

- (1) 福祉サービス利用援助事業の充実
- (2) 生活支援員の増員等、体制の強化
- (3) 研修会の実施、関係機関とのネットワークの構築

4. 高齢者福祉事業

亀岡社協

赤い羽根

補助委託

- (1) ふれあいサロン活動の推進支援
- (2) 関係機関との連携による介護予防事業の推進
- (3) ねたきり老人、ひとり暮らし老人に対する援護活動の促進
- (4) 老人クラブ活動への支援
- (5) その他、老人福祉活動の推進

5. 福祉活動団体等への支援事業

赤い羽根

- (1) 障がい児（者）団体との連携と支援
- (2) 地域学校活動への支援
- (3) その他、障がい児（者）福祉活動の推進
- (4) 福祉協力校による各種事業の実施
- (5) 子ども会活動や福祉教育の充実を図るための支援
- (6) ひとり親世帯支援活動の推進
- (7) 社会を明るくする運動に対する協力・援助

6. 資金貸付・用品貸出し事業

亀岡社協

補助委託

利用料

- (1) 生活福祉資金及び福祉金庫資金貸付
- (2) 介護用品(車イス、電動ベッド)、
レクリエーショングッズ等の貸出し

7. 共同募金等事業【充実】

歳末募金

赤い羽根

補助委託

- (1) 赤い羽根共同募金運動への協力と取組み、募金の積極的な活用
- (2) 歳末たすけあい運動の取組みと募金の有効な活用
- (3) 地域イベント等での募金活動（イベント募金）と寄付付き商品の拡大
- (4) 地域福祉推進に繋がる新たな配分金の助成
- (5) 赤い羽根共同募金 亀岡市共同募金会としての取組みの強化 **新規**
- (6) 赤い羽根共同募金 自動販売機の設置推進 **新規**

8. 介護保険・介護予防等事業【充実】

介護保険

障害福祉

補助委託

- (1) 訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）事業
（障害者総合支援法に基づく居宅介護事業を含む。）
- (2) 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）事業
- (3) 居宅介護支援（ケアプラン作成）事業
- (4) 受託事業
 - ・在宅介護支援事業
 - ・介護認定調査事業
- (5) 研修等による対人援助・介護技術の向上、サービス内容の充実による利用者の拡大

9. 子育て支援事業【充実】

補助委託

- (1) ひろば事業・つどい事業の開催と情報提供事業の充実
- (2) 出前ひろば事業による地域の福祉コミュニティの推進と世代を超えた交流活動への発展
- (3) 子育てサークル・サロン、サポーターのスキルアップとネットワークの充実
- (4) 専門員配置による利用者支援事業の実施（相談業務）
- (5) 子育て相談へのきめ細かな対応（子育て関係機関との連携強化）
- (6) チャイルドシート貸出事業の実施
- (7) 妊婦来館推進事業～子育ての輪～の実施
- (8) 地域の子育て中の親子と地域子育て支援者の交流促進を目的とし、子育て支援センター内でボランティアの活動を実施

10. ファミリー・サポート・センター事業【充実】

補助委託

- (1) 身近で支え合える関係づくりの推進
- (2) 会員相互の交流を図る行事の実施
- (3) 会員のフォローアップ等の研修や講習会の開催
- (4) 関係団体や地域を通じた積極的な広報活動による会員拡大と子育てボランティアの育成

11. ふれあいプラザ指定管理事業

補助委託

- (1) 指定管理者制度に基づく、施設の適切な管理・運営
- (2) 施設の効果的な活用 **新規**

12. 法人運営に係る事業【充実】

亀岡社協

- (1) 法人の健全な運営・経営・基盤の強化
- (2) 正副会長会、理事会、評議員会、各部会・委員会の開催（部会の充実）
- (3) 地域や事業所に向けた積極的な賛助会員の募集
- (4) 安定した基盤づくりのための新たな取組み **新規**
- (5) 企業・関係団体等との協力体制の強化
- (6) 職員のスキルアップ及び事業間連携を図るための研修会の開催
- (7) きょうと福祉人材育成認証取得 **新規**
- (8) 役職員の積極的な研修参加
- (9) 広報紙、ホームページの内容充実及びバナー広告の募集